

新潟青陵大学・新潟青陵大学短期大学部障がい学生支援室規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、「新潟青陵大学・新潟青陵大学短期大学部における障がい学生支援に関する規程」に基づき、新潟青陵大学・新潟青陵大学短期大学部（以下「本学」という。）障がい学生支援室（以下「支援室」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目 的)

第2条 支援室は、本学における障がい学生支援が円滑かつ適切に行なわれるよう関係部局間との連携を図るとともに、障がい学生の相談窓口として、障がい学生が平等かつ公平な修学環境を得られるよう支援の充実を図ることを目的とする。

(業 務)

第3条 支援室は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 合理的配慮を必要とする学生との相談
- (2) 個別支援計画の作成と決定
- (3) 各学部、各学科・研究科、アドバイザー、授業担当教員、必要な関係部署（学務課、保健管理センター、キャリアセンター、図書館など）との調整
- (4) 配慮を受けた学生への定期面談を含めたフォローアップ
- (5) 合理的配慮に関わる教職員へのコンサルテーション
- (6) 適切な配慮を行うための学内環境の整備
- (7) 障がい学生に対する支援の質の向上を高めるための教職員に対する研修の企画、実施
- (8) 本学が実施する合理的配慮に関する学内外への周知
- (9) その他障がい学生支援に関し必要なこと

(構成員)

第4条 支援室には次の構成員を置く。

- (1) 室長 1名
- (2) 副室長 2名
- (3) 事務職員 1名

(障がい学生支援室運営委員会)

第5条 支援室に関し、次に掲げる事項を審議するため、障がい学生支援室運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

- (1) 本学での合理的配慮の実施、運営等に関する点検・評価
- (2) 学生からの不服申し立てがあった場合の対応
- (3) 本学における「合理的配慮実施のためのガイドライン」の修正、改訂

(運営委員会の組織)

第6条 運営委員会は次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 障がい学生支援室運営委員会の長は、両大学学長が委嘱する。
- (2) 運営委員会の構成員は、運営委員長、支援室長、支援室副室長、支援室事務職員、各学部長、各学科長及び研究科長とする。

(3) 委員長は、委員会を開催する際に、両大学教務委員長、両大学学生委員長、保健管理センター長、キャリアセンター長、学務課長等必要なメンバーを加えることができる。

(事務)

第7条 この規程に関する事務は、支援室において処理する。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、大学においては評議会、短期大学部においては教授会の議を経て両大学長が決定する。

附 則

この規程は、2024年4月1日から施行する。